（ 様式D－２ ）
（ 別　　紙 ）

令和６年度　海外派遣研究員研究報告書

令和７年２月６日

日本大学理事長　　殿
日 本 大 学 学 長　　殿

所　　属　危機管理学部（危機管理学研究所）
資格・氏名　教授　小谷　賢

■本報告書の内容を公表することは，了承しております。
□本報告書の内容を公表することは，差し控えください。
※いずれかにチェックし（■）提出すること

令和　６年度海外派遣研究員（中期）の研究実績を，下記のとおり報告いたします。

記

１　区　　分　　中期

２　研 究 課 題

第二次ロンドン海軍軍縮会議に関する研究

３　派 遣 期 間　　西暦　2024 年　４月　４日　～　2024 年　９月　12 日

４　派　遣　先　　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

５　研 究 目 的

1935 年から 1936 年にかけて、日英米仏伊と英連邦諸国によって実施された第二次ロンドン海軍軍縮会議の討議の過程と、その後、締結された第二次ロンドン海軍軍縮条約の内容の精査、そしてそれが崩壊した実態の解明。

（ 様式D－２ ）

6　研 究 概 要

①研究の方法

英国に保管されている英国政府の公文書や、会議に参加した政治家、外交官、軍人の私文書、回顧録の調査。

②渡航先での活動内容

英国立公文書館、大英図書館、海洋博物館での一次資料調査。所属したロンドン大学の図書館を利用した二次文献の調査、調査した資料の精査と論文の執筆。

７　研究結果・成果

今回の海外派遣研究では、英国立公文書館（TNA）のボールドウィン内閣閣議資料、外務省、海軍省、情報機関の一次資料、マクドナルド首相の私文書、大英図書館の英連邦諸国、インド省の一次資料、政府関係者の私文書、海洋博物館の英海軍関連資料を精査し、さらに米国国務省資料（FRUS)、アジア歴史資料センターの日本外務省関連資料を併せて検証することで、以下の知見が得られた。

本研究は 1936 年 3 月に締結された第二次ロンドン海軍軍縮条約の意義について検証し、同条約を制定するまでの会議の過程、そしてその後の条約失効までを、会議の議長国であった英国の視点から俯瞰するものである。

第二次ロンドン海軍軍縮会議とその後締結された条約については、本格的な学術研究がほとんど見当たらない。この分野の代表的な研究としては、米国の研究者であるステファン・ペレツの『真珠湾への競争：第二次ロンドン海軍軍縮会議の失敗と第二次世界大戦の勃発』があるが、本書は 1970 年代の研究であるため、当時の資料制約の問題が見受けられる。また本研究は各国の内政に焦点を当てており、同会議や条約に関する記述はかなり少ない。恐らくその理由は、日伊の調印拒否と条約締結から 3 年後の第二次世界大戦の勃発によって、同条約の存在意義があまりなかったと理解されているためであろう。このような認識が先行研究の乏しさに繋がっていると考えられるが、そのことによって同条約に対する誤解が生じることもある。

例えば日本政治外交史の文脈では、ワシントン・ロンドン海軍軍縮条約が失効した 1936 年末以降、海軍軍備の領域においては、無条約時代が訪れたと説明されることもあるが、第二次ロンドン海軍軍縮条約の有効期限は 1937 年初頭から 1942 年末までであり、第二次世界大戦の勃発まで調印各国の間で条約は一部機能していたため、全くの無条約状態であったとは言えない。また日本海軍がワシントン・ロンドン海軍軍縮条約を破棄したことで、英米に工業力で劣る日本が不利になったと指摘されることもあるが、第二次ロンドン海軍軍縮条約は調印各国の艦艇の質を縛るものであったので、条約体制からの離脱は、「（日本海軍が）質的・量的分野で最初のリードを取ることができた」との評価もできる。

そもそも同会議は、1937 年以降の無条約状況に危機感を感じた英国の提唱で開催され、それは海軍軍備だけに限定されたものではなく、満州事変やイタリアのエチオピア侵攻、ナチス・ドイツの再軍備宣言といった、戦間期の国際関係に生じた綻びを取り繕う政治的意図もあった。英国の目標は、日独伊に条約を受け入れさせることで、再びこれらの国を国際秩序に取り込もうとしたが、皮肉にも条約は日本海軍を仮想敵とすることで成立したのである。

第二次ロンドン海軍軍縮会議の過程を概観すれば、英国は建艦競争の回避に加え、自らの安全保障上の必要性から制度作りを進めたことが理解できる。この時期の英国は、ロンドン大学のジョセフ・メイオロが「海軍外交（naval diplomacy)」と称したように、海軍省と外務省が綿密に協力しており、さらにそこに情報機関も加わること

で、何とか会議を取りまとめることができたのである。アーネル・チャットフィールド第一海軍卿やロバート・クレイギー外務次官補らは、各国の海軍に質的制限を課し、相互通告制度を導入すれば、日独との対決を少なくとも 1942 年まで先延ばしにでき、その間に軍備を整備できると考えた。しかしそのような思惑は他国に共有されていたわけではないので、日米仏伊はそれぞれの事情から疑義を唱え、英国は会議で妥協を重ねることにもなった。

第二次ロンドン海軍軍縮条約は当面の建艦競争を避ける目的で締結されていたので、海軍力の質的制限は締結国間でそれなりに機能したし、相互通告制度は第二次世界大戦勃発直後まで実施されていた。条約が機能している間、各国は大艦巨砲主義的な建艦を行わなかったので、海軍軍備の予算を制限することができたといえる。しかし日本は最初から参加せず、独伊は後から参加はしたものの、面従腹背的な態度で臨んだため、自ら制限を課した英米仏は海軍力で日独伊に差を縮められることになり、それはむしろ戦争を早めることに繋がった。質的制限は戦間期に見られた軍縮思想の一形態であり、海軍軍縮の分野に初めて導入されたことは特筆すべきであるが、上手く機能したとは言い難い。問題は日本のように参加しない国が存在すると、制限が無意味になってしまうことであった。つまり戦間期の質的軍縮は理念として共有はされたものの、現実的には困難だということが明らかになったといえる。

他方、条約の政治的意義はそれなりにあったのではないだろうか。英国にとって条約は、綻びが生じつつあった当時の国際関係や英海軍の優位性を、政治的に取り繕うものであった。しかし日本海軍は既に 1937 年 1 月以降の無条約状態を見越した建艦計画を構想しており、さらには過去の条約派と艦隊派の対立を再燃させることも良しとしなかったため、最初から参加する意欲は低く、どのような条件を提示しても恐らく日本を取り込むことはできなかったであろう。そのため、日本をライバル視していた米国の提案によってセーフガード条項が導入されたのである。取り込めないのであれば、敵に回った場合を考えるのは当然ではあろうが、日本からすれば、条約に加盟しようがしまいが実質的に制限を課せられたも同然であった。もちろん日本海軍もそれは理解していたので、秘密裏に「③計画」を進めたのだが、すべてを秘匿するのは難しかったようである。

第二次ロンドン海軍軍縮条約は、日本、そしてできれば独伊も取り込むために当初は計画され、会議の過程でそれに失敗したために、途中から日本との衝突を想定し、英米仏による海軍分野での紐帯を強める制度へと変更された。一旦条約に参加してしまえば、セーフガード条項や相互通知制度によって、調印国同士間の戦争や建艦競争が起こる可能性はかなり低くなると想定されたため、条約は独ソまで引き込んで呉越同舟的な役割を果たした。特に条約がなければ、孤立主義的で英国をライバル視していた米国を取り込むことは難しかったであろう。つまり海軍分野においては、日本を意識することで条約は機能し、大戦の勃発によって解消したものの、その後の英米仏同盟の土台になったと評価できる。

以　上